



鳥取県公報

平成 28 年 8 月 16 日 (火)
号外第 75 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 訓 令 鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (10) (福利厚生課) 2

訓 令

鳥取県訓令第10号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 8 月 16 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(<u>過重労働に係る面接指導</u>) 第23条の2 略	(面接指導) 第23条の2 略
(<u>心理的な負担の程度を把握するための検査等</u>) 第23条の3 <u>法第66条の10第1項から第6項までの</u> <u>規定による心理的な負担の程度を把握するための</u> <u>検査、面接指導その他の措置は、総務部長が別に</u> <u>定めるところにより実施する。</u>	

附 則

この訓令は、平成28年 8 月 16 日から施行する。